

山口大学医学部図書館の施設利用に関する申合せ

(趣旨)

第1条 山口大学図書館医学部図書館利用細則(以下「細則」という。)第13条第2項の規定に基づき、山口大学図書館医学部図書館(以下「医学部図書館」という。)の施設の利用に関し、必要な事項を定める。

(利用場所)

第2条 利用可能な場所は、次の各号に掲げる場所とする。ただし、活動の内容により利用を制限することがある。

- (1) グループワークエリア
 - (2) リフレッシュラウンジ
 - (3) 展示コーナー
 - (4) グループ学習室
 - (5) 多目的ルーム
 - (6) その他副館長(医学部図書館担当)(以下「副館長」という。)が指定する場所
- 2 前項第1号から第3号については、図書館の利用に支障を来さない範囲で利用できるものとする。

(利用者)

第3条 施設を利用できる者の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 国立大学法人山口大学(以下「本法人」という。)の役員及び職員
- (2) 山口大学(以下「本学」という。)の学生
- (3) その他副館長が許可した者

(利用の目的及び範囲)

第4条 利用は学生の自学・自習支援及び職員の教育・研究支援に基づくものとする。

2 利用の範囲は次のとおりとする。

- (1) 部局及び職員が実施する会議、学習・研究会、説明会、発表会及び授業
- (2) 学生及び職員が開催する学習成果、課外活動成果及び研究成果等の発表
- (3) その他、副館長が必要と認めた行事

(責務)

第5条 利用を許可された者（以下「利用者」という。）は、前条の利用に関し、全ての責任を負うものとする。

(利用期間)

第6条 利用期間は、医学部図書館の開館中に限る。

2 第4条第2項の各号の利用のうち、展示の利用期間は、準備、搬入、設置、活動、撤去、後片付け及び原状回復の期間を含み、原則4週間以内とする。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、副館長が必要と認めたときは、利用期間及び利用時間を変更することができる。

(利用手続)

第7条 利用者は、細則第13条第1項に定める手続き、もしくは利用申込書（別紙）を副館長に提出し、利用許可を受けなければならない。

2 利用申し込みは、利用開始予定の2週間前から可能とする。

3 医学部図書館の設備備品を利用する場合は、事前に申し込まなければならない。

(利用者の遵守事項)

第8条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許可された内容に反しないこと。

(2) 公序良俗に反しないこと。

(3) 利用者以外の者に、利用場所の全部又は一部を転貸しないこと。

(4) 医学部図書館の設備及び備品等に破損又は紛失があった場合は、直ちに副館長に届け出し、現物又は代金をもって、その損害を弁償すること。

(5) 医学部図書館の設備備品の他に必要な備品及び消耗品等は、利用者が用意すること。

(6) やむを得ない事情等により、利用日時若しくは利用条件の変更又は利用中止の指示があった場合はそれに従うこと。

(7) 危険物を持ち込まないこと。

(8) 準備、搬入、設置、撤去、後片付け及び管理は、利用者が行うこと。

(9) 展示物の配置、その他の活動において、事前に図書館職員と調整を図ること。

(10) 活動において使用する物品の搬入及び撤去に当たっては、必ず事前に図書館

職員に連絡すること。

- (11) 思想的及び宗教的な勧誘，布教を目的とした利用，営利目的の活動並びにこれらに類する活動は行わないこと。
- (12) 活動において，著作権及びプライバシー等の第三者の権利や利権を侵害しないように配慮し，侵害した場合には，一切の責任を負うこと。
- (13) 音及び臭気等開館に支障を来たす利用並びに利用者の迷惑につながる行為は行わないこと。ただし，活動の内容により，音を発する活動を許可することがある。
- (14) 利用終了後は，速やかに原状回復を行うこと。
- (15) 図書館が定める飲食物以外を施設内に持ち込まないこと。
- (16) その他利用に際しては，図書館職員の指示に従うこと。

(利用許可の取消)

第9条 副館長は，利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は，利用許可を取り消し又は利用を停止することがある。

- (1) 前条に掲げる遵守事項に違反した場合
- (2) 申込書に虚偽の記載があった場合
- (3) その他副館長が不適切であると判断した場合

(経費)

第10条 利用料は，原則として無料とする。

(免責事項)

第11条 利用者が搬入した展示物，備品及び消耗品等の管理は，利用者の責任において行い，図書館は，損害，盗難，紛失及び破損等について，一切の責任を負わない。

附 則

この申合せは，令和7年4月1日から施行する。

年 月 日

山口大学医学部図書館施設利用申込書

副 館 長 殿

申込者氏名
所属
連絡先 (TEL:)
(e-mail: @)

下記により、山口大学医学部図書館の施設を利用したいので申請します。なお、利用にあたっては、「山口大学医学部図書館の施設利用に関する申し合わせ」の定める事項を遵守します。

記

利用目的	
利用施設	
概 要	※展示の場合は展示内容等を記載してください。
期 間	年 月 日 () 時 分から 時 分まで (準備・後片付け等を含む)
備 考	
備品貸出	<input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> 延長コード ※別途、利用中の場合は貸出できません。

注1 裏面記載の遵守事項に違反した場合や申込書に虚偽があった場合は、利用許可を取り消し又は利用を停止することがあります。

注2 展示期間については、準備、搬入、設置、撤去、後片付け及び原状回復の期間を含み、原則4週間以内とします。

注3 保険等が必要な場合は、あらかじめ利用者で対応願います。

注4 利用開始予定の2週間前から、申込可能とします。

山口大学医学部図書館施設利用許可書

上記の申請のとおり施設の利用を許可します。

年 月 日

山口大学図書館副館長(医学部図書館担当) 印

(裏面)

遵守事項

利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された内容に反しないこと。
- (2) 公序良俗に反しないこと。
- (3) 利用者以外の者に、利用場所の全部又は一部を転貸しないこと。
- (4) 医学部図書館の設備及び備品等に破損又は紛失があった場合は、直ちに副館長に届け出し、現物又は代金をもって、その損害を弁償すること。
- (5) 医学部図書館の設備備品の他に必要な備品及び消耗品等は、利用者が用意すること。
- (6) やむを得ない事情等により、利用日時若しくは利用条件の変更又は利用中止の指示があった場合はそれに従うこと。
- (7) 危険物を持ち込まないこと。
- (8) 準備、搬入、設置、撤去、後片付け及び管理は、利用者が行うこと。
- (9) 展示物の配置、その他の活動において、事前に図書館職員と調整を図ること。
- (10) 活動において使用する物品の搬入及び撤去にあたっては、必ず事前に図書館職員に連絡すること。
- (11) 思想的及び宗教的な勧誘、布教を目的とした利用、営利目的の活動並びにこれらに類する活動は行わないこと。
- (12) 展示、その他の活動において、著作権及びプライバシー等の第三者の権利や利権を侵害しないように配慮し、侵害した場合には、一切の責任を負うこと。
- (13) 音及び臭気等開館に支障をきたす利用並びに利用者の迷惑につながる行為は行わないこと。ただし、活動の内容により、音を発する活動を許可することがある。
- (14) 利用終了後は、速やかに原状回復を行うこと。
- (15) 図書館が定める飲食物以外を施設内に持ち込まないこと。
- (16) その他利用に際しては、図書館職員の指示に従うこと。

※2F 多目的ルームの図面

外

